



- ・講演会報告
- ・総合相談センターから「こんにちは〜！」
- ・カレンダーメモ

発行 平成24年2月3日
発行所 田原市手をつなぐ育成会
発行日 毎月第1金曜日

平成23年度 田原人権ファンクション委員会企画講演会

田原市手をつなぐ育成会共催

1月15日実施

すべての人が暮らしやすいまちに 講師 松森 果林氏

「星の音が聴こえますか？ ～ユニバーサルデザインと聴覚障害～」



ユニバーサル社会の実現に向けて（松森さんのメッセージ）

障害は環境によってつくられる。

健康で元気な人を基準に、まちづくり、社会づくり、ものづくりがされてきた。

だから障害があると生きにくい、暮らしにくい、使いにくいものが沢山。

逆にいえば、環境さえ整っていれば誰もが障害を障害と感じない。

どんな状況でも、どんな状態でも、その人がその人らしく楽しく暮らせる社会づくりを！

みなさんは、この講演会を聴いて、どんな感想をお持ちになりましたか。

アンケートの中から、いくつか紹介させていただきます。

今までの社会がいかに健常者中心であったのか考えさせられました。みんなが手話でありがとうと言える世の中になって欲しいとの話に深く考えさせられました。障害のある人もない人も何の区別もなく生活できるようなまちに田原市もなればよいと思います。

（50代 会社員）

聞こえないって言うことは普段意識したことがなかったもので、いろいろ不便なことはたくさんあるのだと知りました。でも、意識して変えていこうとする姿勢に共感が持てました。大変なこともたくさんあると思いますが、プラス思考で前向きに生きていくことの大切さを教えてもらいました。ありがとうございました。(40代 自営業)

どんな状態でも状況でも、その人がその人らしく過ごせる世の中、社会になると素晴らしいと思う。・気づかない大変さが多いことを知ることができた。・困難さが少しでも減っていくことを願う。(50代公務員)

障害は、環境が作る。生きにくい社会は、自分から変えていかないと、というポジティブな思考に感動した。しかし、現実的には、なかなかポジティブな人が少ない。環境が変われば、生きやすくなるとわかっただけでも収穫はあったと思います。(ろう者)(50代主婦)

難聴をもった子ども(小3)を育てています。今後、どうしたらよいかわからないまま、なんとなく時間が流れている状態です。今日のお話を聞き、勇気がわいてきました。頑張っていきたいと思っています。(40代主婦)

1月26日に、役員会がありました。講演会についての話もしました。

- 自分がだんだん聞こえなくなっていくときの恐怖を考えると、本当に大変だったと思う。
- 障害の状況は違っても、生きにくさの本質は同じだと思った。違う障害の人の話が聞いて良かった。
- 聞こえない松森さんと、未だ言葉がしゃべれない赤ちゃんの息子さんが、手話でコミュニケーションをとる話し、私たち親子も一緒だと思った。うまくコミュニケーションがとれない息子でも、色々な方法で何とか伝えようとする。聴覚障害とか知的障害とか関係なく、同じだなと思った。
- 絶望して自殺未遂までした松森さんが、今では「私の強みは聞こえないこと」と言い切れるまでになっている。立ち直ったきっかけは、聴覚障害者が学べる大学があって、そこで手話によるコミュニケーションができるようになったこと。やっぱり、環境は大事。そして、ユニバーサルデザインの考え方に出会い、社会を変えていこうと活動していることに強く共感した。
- 考える力がある人は、自分で考えて人生を切り開いていけるけど、重度の知的障害だと、自分の志を伝えることもできないから、理解されにくい。
- だから、私たちは子ども達の代弁者でありたいと思う。知的障害者は健常者と同じように意志を持っているのに、伝えるのが苦手だったり、理解するのが苦手なだけ。だったら、周りの人が聞く努力をすることや、知的障害者にもわかりやすい伝え方をすればいい。まず私たち親はその実践者でありたいし、実践することで周りの人に伝えていくことで社会が変わっていくと思う。

「すべての人が暮らしやすいまち」とはどんなまち？ユニバーサルデザインで、知的障害者も暮らしやすくなるの？2月11日「共生のまち田原市を考えるフォーラム」で、その答えが見つかるかもしれない・・・と今から楽しみにしています。

「共生のまち」田原市を考えるフォーラム・Ⅲ ～共生～

開催日時 平成24年2月11日(土) 午後1時半から5時

開催場所 田原市文化会館 大ホール 定員 350名 参加費 500円

基調講演「障害のある人もない人も共に暮らしやすい時代に」 講師 野沢和弘氏(毎日新聞社 論説員)

シンポジウム 「共生のまちってどんなまち？」 ～『福祉発!!』豊かに暮らせるまちづくり～

シンポジスト 鈴木克幸氏(田原市長)

久瀬正弘氏(田原市教育委員会 学校教育課) 酒井修氏(田原市ボランティア連絡協議会会長)

柴田ひろ子氏(田原市民生児童委員協議会 副会長) 藤田洋孝(田原市就労支援専門員)

コーディネーター 新井在慶氏(田原市障害者相談支援機能強化員)

2月・3月のカレンダーメモ

本部事業

療育相談

2月26日(日) 渥美文化会館 14:00~

訓練会

2月19日(日) 福祉センター 10:00~

3月25日(日) 福祉センター 10:00~

※24年度の総会は4月22日(日)を予定しています。

グループ活動

・エアロビ

2月4日(土) 午後7:00~ 多目的室

2月18日(土) 午前10:00~11:30 ボランティアルーム

2月25日(土) 午後7:00~ 多目的室

2月26日(日) 健康フェスタに参加

3月3日(日) 午前10:00~

・きららクラブ

2月12日(日) 音あそび 10:00~福祉センター

3月11日(日) 色あそび 10:00~福祉センター

・カラオケ

2月24日(金) 高松市民館 19:00~

3月30日(金) 高松市民館 19:00~

・さくらんぼ

2月19日(日) 午後6時~ やまぶきハウス

3月18日(日) 午後6時~ やまぶきハウス

他団体

・共生のまち田原市を考えるフォーラム 2月11日(土)

※ 24年度の新規会員、賛助会員を募集しています。会の活動に関心のある方がありましたら、ぜひ誘ってください。

※ 退会を希望される方は、3月末までに、役員に知らせてください。お申し出がない場合は継続とさせていただきます。

※ 24年度手をつなぐ(年間購読料3600円)新規購読希望者は、2月20日までに申し込み下さい。継続の方は手続き不要です。

申込先:花井(22-1565)又は田原市社会福祉協議会(藤田さん)まで。

バザー収益金の報告

餅つき会にて 25,558円

お母さんたちの手作りのあんこ餅は、大好評。野菜の寄付もありありがとうございました。正月用のアレンジフラワーも、恒例になりました。会のために愛をこめて、手間暇かけてくださったおかげです。大切に使用させていただきます。

講演会にて 7,850円

手をつなぐ会のバザーでは、毎回、野菜やみかんを寄付してくださっている花井会長と、森下さん。いつもありがとうございます。忘れてはならないのが、コウちゃんの肩たたき棒。ちょうどよい硬さで、気持ちいい。使ったことのない方、次回のバザーでお試ください。

「心のともし運動」にご協力をお願いします。

(チラシが同封してあります。)

「心のともし運動」が、全日本手をつなぐ育成会の取り組みであることをご存知でしたか?

小学生の頃、学校でチラシをもらい、鉛筆を買ってもらえるのがうれしかった記憶があります。

この運動によって生じた収益は、特別支援教育や、学校卒業後の進路整備などに使われています。運動の趣旨に賛同される方、ご協力をお願いします。

計報
大久保 安美様
(会員 本人)
ご冥福をお祈りいたします。

総合相談センターから「こんにちは～！」

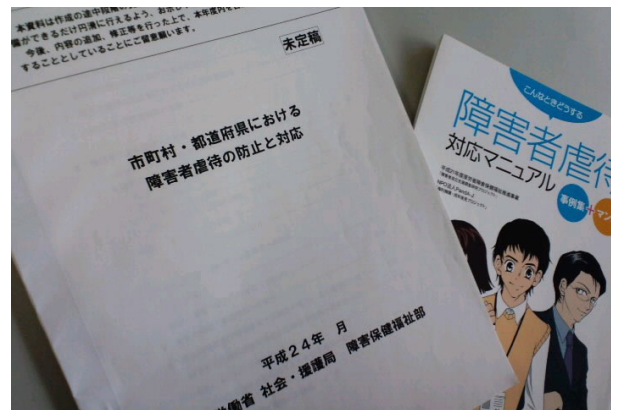
その八

「障害者虐待防止法は、あくまで「防止法」なのだあ～！」の巻

「年が明け、新しい年は、ゆっくりと始動しました。」なんていう、悠長なコメントから入ることを夢見ておりましたが、現実には「そんなに甘か～ない！」と言わんばかりに、慌ただしい毎日でございます。この原稿も、明後日から始まる2泊3日の間、深夜0時までの「体育会系」研修「アメニティーフォーラム.16」の準備に追われながら書いております。文章を考えながらも、いつも優しい笑顔で「寄稿、待ってますね。うふ。」と言って下さる「いっせい」編集委員の白井さんの顔を思い浮かべながら、「あの方にご迷惑をかけるわけにはイカン！」という思いが、頭の半分を占めている。そんな感じでございます。頑張ります。

で。先月号でもお知らせしました通り、今年10月に「障害者虐待防止法」が施行されます。この法律の上程から若干お手伝いさせて頂いていた新井としましては、涙ちょちょぎれものの嬉しさであります。

「国民は何人も障害者を虐待してはならない、障害者の虐待の防止に関して国や地方公共団体等が責務を負う、障害者虐待の早期発見の努力義務。」などが規定されます～。ステキ～です～！



で。虐待を「する可能性がある側」として ①養護者②障害者福祉施設従事者等 ③使用者 の3つがあげられておりますが、学校 と 医療機関 は含まれておりません。この両機関は、虐待行為を法律上で「虐待」と定義するかどうか・・・がポイントだったようです。結果としては、学校と医療機関は法律上の定義からは外れました。が、今回の国会議論で煮詰めきれなかった部分については、「法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」という規定が置かれました。

では、何をもって虐待とするのか？ですが、①身体的虐待 ②心理的虐待 ③性的虐待 ④経済的虐待 ⑤ネグレクトの5つとされています。細かな内容は、現在、厚生労働省担当部局で最終的な「ツメ」がおこなわれております。新井のもとに届いている未定稿のマニュアルには、この虐待について、かなり具体的に示されており、「ぐっ」と分かりやすくなっております。

ただ。ただ危惧することがあります。養護者の「経済的虐待」の具体例として「年金や賃金を搾取する、本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に処分する・運用する・施設等へ寄付する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さない／等」とあります。

愛する我が子を思えば思うほど、親の思いが強くなるってこと、よくありますよね。これは、障害のある・なしに関わらず、「普通にあること」だと思うんです。これを、事情を、実情を知らない「他人」が「あれは虐待だわ。」と通報でもしたとしたら…。これは、とつても不幸なことだと思うんです。悲しすぎます。

この法律は「虐待防止法」です。良かれと思ってしていること。知らずに、気付かずにしていること。多々あるかと思えます。この法律を学ぶ機会。絶対に必要です。親の思いが「虐待」などという誹り(そしり)をうけないためにも。ご本人にとつても、親御さんにとつても、不幸な事態はなんとしても避けなくては。